最終更新日：2015年7月2日
株式会社 オートバックスセブン
代表取締役　社長執行役員 湧田　節夫
問合せ先：経営企画部
証券コード：9832
http://www.autobacs.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

会社は、株主から預託された資本をもとに公正な企業活動を通じて中長期的に企業価値の増大を求めるものであり、顧客、株主、社員、取引先、地域社会、監督官庁等のあらゆるステークホルダーに対する責任を考慮し、公器として企業活動を通じて社会に貢献することを期待されています。
会社経営者はこのような社会の仕組みの中で優れた企業活動を行うことを求められており、会社を永続的に発展させ、説明責任を果たすことにより経営の透明性を高め、社会的責任を果たさなくてはなりません。

当社は、上記の考えに基づき、あらゆるステークホルダーから支持と信頼を獲得し続けるため、企業の社会的責任を果たしつつ、お客様に喜ばれる商品・サービスの提供に永続的に取り組むことにより、「オートバックス」ブランドの維持・向上に努めることが最も重要であるとの認識のもと、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化、改善に努めています。

当社では、上記のコーポレート・ガバナンスの考え方を含む「コーポレート・ガバナンス方針」を2009年4月23日開催の取締役会にて決議し（2010年4月1日改定）、これを当社ウェブサイトに開示しております。
この開示を通じて、ステークホルダーの皆さまにコーポレート・ガバナンスの強化を宣言するとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスの改善に努めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス方針】
http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/co_governance.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ノーザン トラスト カンパニー （エイブイエフシー） リ シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル バリュー エクイティー トラスト	6,934,600	7.70
株式会社スミノホールディングス	6,268,372	6.96
ノーザン トラスト カンパニー （エイブイエフシー） リ ユーエス タックス エグザンプテド ペンション ファンズ	4,065,600	4.51
公益財団法人在宅医療助成　勇美記念財団	3,990,147	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,442,000	3.82
株式会社Kホールディングス	2,800,000	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,573,300	2.86
株式会社スミショウホールディングス	2,400,000	2.66
ノーザン トラスト カンパニー （エイブイエフシー） アカウント　ノン　トリーティー	2,385,500	2.65
株式会社リブフィールド	2,000,000	2.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1）当社は自己株式3,404千株（所有割合3.78%）を所有しておりますが、当該自己株式は議決権の行使が制限されているため、上記の大株主から除いております。
2）シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成26年11月19日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年11月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

名称 ： シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー
所有株式数（千株） ： 15,351

発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）： 17.07

なお、平成26年４月17日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、主要株主の異動を確認したため、平成26年４月18日付で当社より主要株主の異動に関する臨時報告書を提出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島崎　憲明	他の会社の出身者											
小田村　初男	他の会社の出身者											
高山　与志子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島崎　憲明	○	□BNPパリバ証券株式会社経営諮問委員会　委員[現任] □日本証券業協会 公益理事 自主規制会議議長[現任] □IFRS 財団　アジア・オセアニア　オフィス　アドバイザー[現任] □日本公認会計士協会　顧問[現任] □SBI ホールディングス株式会社経営諮問委員会　委員[現任] □一般社団法人XBRL　Japan会長[現任] □株式会社UKCホールディングス　社外取締役[現任]	事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験・見識と、長年にわたる企業経営者や会計等に関する公的職務における監視・監督の経験を有しております。これらを当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任しており、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に選任しています。
			反社会的勢力排除を含む危機管理や組織運営に関する豊富な知識・経験および道路交通関連の職務を通じ、交通社会に関する高い見

小田村　初男	○	□株式会社タイトー　顧問[現任]	識を有しております。これらを当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任しており、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に選任しています。
高山　与志子	○	□ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社　マネージング・ディレクター　取締役[現任] □International Corporate Governance Network　理事[現任] □特定非営利活動法人　日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク　理事[現任] □地方公務員共済組合連合会　資金運用基本問題研究会　委員[現任]	ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験に加え、IR、コーポレート・ガバナンスの分野における取締役会評価の支援やIR活動の支援など企業へのコンサルティングの経験と実績を有しております。これらを当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任しており、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役、役付執行役員の指名および報酬のいずれについても、ガバナンス委員会に諮問することで、それぞれの手続きについて透明性、客観性を高めています。なお、社外監査役3名は、ガバナンス委員会にオブザーバーとして参加しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人と期初に年度監査計画について協議し、毎月財務諸表等監査およびレビューの経過報告を受け、情報および意見の交換を行い監査の充実を図るなど、緊密な連携に努めています。また、内部監査部門である内部監査部が期初に策定した年度監査計画について内容を確認しています。
さらに、期中においては、毎月、内部監査部と定期的な会合を開き、内部監査部の監査結果について報告を受けるとともに、報告に対する意見を述べ、お互いの情報交換を継続的に実施することで、内部監査業務が適正に実施されるよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

池永　朝昭	弁護士													
清原　敏樹	他の会社の出身者													
坂倉　裕司	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池永　朝昭	○	□アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー弁護士［現任］ □ムーディーズ・ジャパン株式会社 独立監督委員［現任］ □ムーディーズSFジャパン株式会社 独立監督委員［現任］ ※「独立監督委員」とは、金融商品取引法第66条の33および金融商品取引業　等に関する内閣府令第306条第1項第17号に規定されている委員を指します。	弁護士としての豊富な経験・知識を有しており、内部統制およびコンプライアンスなどに関する専門的な知見を当社の監査に反映していただき監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。かつ、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に選任しています。
清原　敏樹	○	―――	総合商社における営業、企画、組織改革などの幅広い知識と実績に加え、事業会社の代表取締役としての経験を有しており、これらを当社の監査に生かしていただき監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。かつ、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に選任しています。
坂倉　裕司	○	□リレーションズJAPAN株式会社 代表取締役［現任］ □株式会社フルキャストホールディングス 社外監査役［現任］	総合商社において国際金融や資本市場を中心とした財務業務における長年の経験から、財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を有しており、これらを当社の監査に生かしていただき監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。かつ、証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定める「社外役員の独立性要件」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため、独立役員に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

証券取引所が定める独立性の基準ならびに当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を充たす社外役員は、すべて独立役員に指定しています。
当社の「社外役員の独立性要件」は、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬の変動幅、評価指標等については、下記の「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告、有価証券報告書および当社ウェブサイトにおいて、取締役および社外取締役別に各々の総額を開示しています。
第68期事業年度（2014年4月1日～2015年3月31日）に係る取締役および監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

	報酬等の総額	固定報酬		業績連動報酬	
	（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	241	10	241	―	―
うち社外取締役	36	4	36	―	―
監査役	67	5	67	―	―
うち社外監査役	42	3	42	―	―
合計	308	15	308	―	―

（注） 1. 取締役報酬限度額：年額480百万円（平成18年6月28日定時株主総会決議）
2. 監査役報酬限度額：年額120百万円（平成18年6月28日定時株主総会決議）
3. 上記には、平成26年6月24日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）および監査役1名を含んでおります。
4. 上記報酬のほか、平成25年度の業績連動報酬として、社内取締役5名に対し、68百万円を平成26年度に支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、以下の「役員報酬方針」に基づき、社外取締役を委員長とし社外取締役全員および代表取締役で構成するガバナンス委員会において、報酬の体系および水準等を検討し、取締役会に答申し決定しております。
なお、業績連動報酬は、あらかじめ役位別に設定した業績連動報酬基準額の0～180%の幅で変動し、目標達成度が100%の場合における総報酬に占める業績連動報酬の割合は、社長執行役員で40%を超えるように設計しております。

【取締役報酬等】
1) 取締役・執行役員報酬方針
a. 取締役報酬の方針
フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を、オートバックスセブンの取締役として確保することを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。
b. 執行役員報酬の方針
フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの業務執行の中核を担い、短期及び中長期の業績の向上、より一層の企業価値の維持、増大を図るため、インセンティブとして有効に機能させるとともに、優秀な人材を確保することを、執行役員報酬決定に関する基本方針とします。

2) 報酬水準
報酬水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データを参考とし、また、業界における当社のポジション、目標達成の難易度及び役位ごとの役割等を勘案して設定します。

3) 報酬の構成と基本的な考え方
当社の取締役、執行役員に対する報酬は、基本報酬である「固定報酬」と、数値目標に対する達成度や株価の変動など、複数の評価指標によって変動する「業績連動報酬」により構成します。
また、「固定報酬」は、「取締役固定報酬」と「執行役員固定報酬」とに分け、「業績連動報酬」は、単年度計画に対する結果に応じて支払う「単年度業績連動報酬」と中期経営計画に対する結果に応じて支払う「中期業績連動報酬」から構成し、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、執行役員としての役位が上位のものほど高くなるよう設計します。
ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみとします。

4) 報酬決定のプロセス
当社の取締役・執行役員報酬制度及び報酬額は、社外取締役を委員長とし社外取締役を中心とした委員にて構成されるガバナンス委員会の諮問を経ることで、客観性・透明性を確保します。

【監査役報酬等】
当社の監査役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。
なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

1) 社外取締役のサポート体制
取締役会および経営会議に関しては、出席の有無に関わらず、事務局である経営企画部より開催の案内、資料および議事録を電子メールまたは紙資料にて送付しています。また、議案内容等に関する説明、あるいは資料および情報を求める場合には、その都度、担当役員、担当部門または経営企画部が補佐しています。

2) 社外監査役のサポート体制
監査役の職務を補助する監査役スタッフ(3名)が、その活動を補佐しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査の二重の経営のチェック機能を有する監査役会設置会社の形態を採用しております。また、以下により、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。
1) 執行役員制度の導入:執行と監督の分離、経営責任の明確化
2) 3割を超える社外取締役:監督機能の強化
3) 取締役会の諮問機関としての委員会の設置:透明性、客観性および適正性の確保
4) 独立性を有する社外取締役および社外監査役の選定:一般株主の利益保護
5)「経営会議」、執行役員で構成する各種会議体の設置:適切、迅速な意思決定と合意形成
提出日現在、取締役総数8名のうち社外取締役が3名を占めている当社は、金融審議会分科会よりコーポレート・ガバナンスのモデルとして提示されている3類型のうち「社外取締役を中心とした取締役会」に該当しますが、社外取締役全員と代表取締役により構成されるガバナンス委員会を設置しており、監査役会設置会社をベースとしつつ委員会設置会社の機能をも併せ持つ、いわゆるハイブリッド型のコーポレート・ガバナンス体制であります。
また、社外役員6名(社外取締役3名、社外監査役3名)全員を独立役員とすることにより、社外取締役および社外監査役の独立性の向上を図るとともに、一般株主の利益保護に努めております。

【経営、業務執行体制】
(取締役会、その他経営会議体)
1) 取締役会
「取締役会」は、代表取締役が議長を務め、取締役総数8名(うち執行役員兼務5名、うち社外取締役(独立役員)3名)で構成し、原則として月1回開催しております。取締役会は、法令または定款で定められた事項および会社の事業活動に関する重要事項について意思決定し、また必要に応じて報告を受けております。
監督機能の強化を図るため、社外取締役数は、在任取締役総数の3割を超えるように努めるとともに、一般株主の利益保護のため独立性を重視して選定し、中長期的な企業価値の増大を図るための最善の意思決定を行うよう努めております。また、監査役は、議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。
さらに、取締役会における議論、意思決定を適切、迅速に行うための経営会議体として、「経営会議」の他、執行役員で構成する各種の会議体を設置しております。

2) 経営会議
「経営会議」は、社長執行役員が議長を務め、役付執行役員により構成し、原則として月1回開催しております。当社における経営会議は、執行側による案件の審議の場として位置付けており、取締役会決議事項に内在するリスクおよびその対策等を事前に審議し、その過程および結果を取締役会に報告するほか、全社方針・計画の立案を行っております。
経営会議には、オブザーバーとして社外取締役および監査役が出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。

3) その他の各種会議体
当社は、全社に係る方針や経営課題の討議および業績や中期経営計画の進捗確認、ならびに個別事業に係る戦略の進捗確認、分析、対策立案等を行うため、執行役員の階層別または事業別に、執行役員が中心となり開催する会議体を設置しております。なお、会議体により参加者を選定し、原則として月1回から2回、開催しております。

(取締役会の諮問機関等)
1) ガバナンス委員会
「ガバナンス委員会」は、社外取締役を委員長とし、社外取締役全員と代表取締役により構成しております。
開催は原則として月1回とし、取締役会に対して以下の事項に関する答申および提言を行うことで、コーポレート・ガバナンスの改善に努めるほか、経営の透明性、客観性を高めております。
a. 役員および役付執行役員(社長、副社長、専務、常務、上席)候補者の選任
b. 取締役および執行役員の報酬体系
c. ガバナンスに関わるその他の事項
2) リスクマネジメント委員会
「リスクマネジメント委員会」は、代表取締役社長執行役員を委員長とし取締役兼務執行役員および内部統制を担当する執行役員により構成しております。原則として年1回開催とし、リスクマネジメント年度方針を策定し、リスクマネジメントの円滑、適正な推進に努めております。
なお、リスクに対する状況報告と討議は、より実効性と効率を高めるため、現場に近い立場の執行役員間でのリスクの共有、認識に努めています。

【監査体制】
1) 内部監査
内部監査組織である「内部監査部」は、スタッフ数5名の体制にて、内部統制システムの評価を行い、子会社の二次管理を主管する総務部は、子会社の監査役として、スタッフ10名の体制にて、子会社の業務について、法令、規程およびマニュアル等に基づき適正に運用されているかを、継続的に監査しております。
評価および監査結果は、代表取締役、監査役および執行役員等に適宜報告するとともに、不備がある場合は、該当部門に不備の是正、改善を指示しております。

2) 監査役監査

「監査役会」は、監査役総数4名（うち社外監査役（独立役員）3名）で構成され、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役会および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、各監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議に出席し、監査に関する重要な事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めることで、取締役および執行役員の職務執行の監査を行っております。

監査役の機能強化を図るため、財務・会計に関する知見を有する監査役および独立性を有する社外監査役を選定するとともに、監査役の職務を補助する従業員を2名配置し、監査役監査の実効性を高める体制を整備しております。

なお、財務・会計に関する知見を有する者とは、経森康弘および社外監査役の坂倉裕司の2名であり、その内容は以下のとおりであります。

□経森康弘：当社において、取締役として経営に参画し、経理・財務統括執行役員を担当いたしました。
□坂倉裕司：総合商社において長年にわたる国際金融や資本市場を中心とした財務業務の経験を有しております。

3) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。
2014年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次の2名であり、その補助者は、公認会計士6名、その他9名です。
なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はございません。
※（ ）内は所属する監査法人、役職、継続監査年数
日下靖規（有限責任監査法人トーマツ、指定有限責任社員　業務執行社員、4年）
石川喜裕（有限責任監査法人トーマツ、指定有限責任社員　業務執行社員、7年）

【社外役員の独立性要件】(2010年2月24日付 取締役会決議2015年4月1日付改定)

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

1. 当社および当社の関係会社（以下、併せてオートバックスセブングループという）ならびに特定の企業等と、次に挙げる利害関係をもたないこと。
   1) 当事業年度を含む最近3年間に、オートバックスセブングループから1会計年度あたり1千万円を超える報酬（当社からの役員報酬を除く）、その他の財産を受け取っていないこと。
   2) 当事業年度を含む最近3年間に、オートバックスセブングループの監査を担当した監査法人に所属していないこと。
   3) 以下の企業等（持株会社を含む）の取締役、執行役（員）、部長などの重要な業務執行者（以下、総称して業務執行取締役等）として従事していないこと。
      a. 当事業年度を含む最近3年間のいずれかにおいて、オートバックスセブングループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、1会計年度あたり、当社あるいは相手先の売上高（注1）の2%以上となる顧客、取引先（注2）
      b. 当事業年度を含む最近3年間において、オートバックスセブングループの資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者
      c. 当事業年度を含む最近5年間に、当社の大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）である企業等
      d. オートバックスセブングループが現在大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）となっている企業等
      e. オートバックスセブングループと現在取締役の相互兼任（株式の持合いによる取締役の相互派遣）の関係を有する企業等
2. 当事業年度を含む最近5年間の、オートバックスセブングループの業務執行取締役等の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
3. 第1項に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
4. 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

（注1）「営業収益」など売上高に該当する勘定科目を含む。また、連結会計制度の適用を受けている会社は連結売上高とする。
（注2）1-2)以外の監査法人、弁護士事務所、およびコンサルタント会社などを含む。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

車に関するフランチャイズビジネスに精通した社内取締役と、独立性を有する多様な経歴を持つ社外取締役により、適正な企業経営を行うとともに、監査役による経営の監査機能を活用するためであり、また、あわせて前述の体制強化により、経営の透明性、客観性および適正性の高いコーポレート・ガバナンス体制を確保するため、当該体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前を目安として、株主総会招集通知の早期発送に努めており、2015年6月24日に開催した第68期定時株主総会は、21日前である2015年6月3日に招集通知を発送しました。 なお、当社ウェブサイト、TDNETおよび議決権行使プラットフォームには、主に国内外の機関投資家に向けた利便性向上を目的に、発送日よりも前の5月29日に開示しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、多くの株主様に参加いただけるよう開催日を設定しています。第68期定時株主総会は、6月24 日(水)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	第62期定時株主総会より、電磁的方式(パーソナルコンピュータおよび携帯電話(一部の機種等を除く))による議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第62期定時株主総会より、株式会社ICJ が運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、日本語版と同じタイミングで「議決権行使プラットフォーム」および当社ウェブサイトに掲載するとともに、決議結果についても、英訳版を当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	2015年6月24日開催の第68期定時株主総会では、「個人株主様にオートバックスの店舗に足を運んでいただけるように、【株主】=【お客様】となる『ファン株主』の創出を意識した株主総会を目指す」ことを方針とし、主に以下を実施しました。 □全取締役と直接対話できるPRルームを設置し、当社の各事業の重点課題や進捗状況等を紹介するパネルを展示。また、PRルーム内の展示コーナーでは、ラインナップを一新したプライベートブランド商品や店舗で販売している車両等を展示し、担当者による説明を実施。 □株主総会招集通知は、役員選任議案において、各候補者の顔写真や選任理由のほか、各々の抱負を掲載するなど、内容を充実するとともに、全編カラー印刷による見た目でのわかり易さも考慮し作成。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報の重要性の判断」、「重要な情報の開示」、「その他の情報の開示」、「公平な情報の開示」および「適時開示体制の整備」の5つの観点から適時開示方針を策定し、当社ウェブサイトに掲載しています。 http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikaijihoushin.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年度は、個人投資家向けIR説明会を4回開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算および期末決算開示後、アナリスト、機関投資家向けの説明会を開催しているほか、基本的に四半期ごとに、代表取締役が出席するスモールミーティングおよび個別ミーティングを開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長執行役員により、北米、欧州などにおいて、海外投資家とのミーティングを開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	月次売上状況、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、株主通信、決算説明会資料、ニュースリリースおよびコーポレート・ガバナンスの状況について掲載しています。 http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/index.php	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報部に専任の担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」を制定しています。内容については、当社ウェブサイトに掲載しています。 http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/koudoukihan.html また、役員および従業員による遵守を徹底するため、冊子を配布するとともに、毎年年度初めに「行動規範確認誓約書」を提出する運用を行っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2013年9月より西日本ロジスティクスセンターの敷地内および建物の一部屋根を利用した太陽光発電による売電事業を開始したほか、全国の事業所内での電気使用量やコピー用紙、廃棄物の削減に継続して努めています。 また、省資源への取り組みとして、「オートバックスセコハン市場」にて、お客様より下取りした商品を再販しリユースを促進しています。また、商品の配送過程において繰り返し使用可能な折り畳みコンテナの利用および店舗におけるレジ袋削減活動を行っています。 社会貢献活動としては、地域社会への貢献とコミュニケーションを目的に、「オートバックスデー」と称する近隣清掃活動を本社事業所、地方事業所および店舗周辺を中心に定期的かつ継続的に実施しています。また、社員への環境意識啓発も兼ねて、富士山麓の清掃活動に参加しました。 その他、本社および全国9カ所の事業所においてISO14001の認証を取得するとともに、当社ウェブサイトにおいて環境レポートを公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報の重要性の判断」、「重要な情報の開示」、「その他の情報の開示」、「公平な情報の開示」および「敵時開示体制の整備」の5つの観点からなる「適時開示方針」を定めています。 なお、内容については当社ウェブサイトに掲載しています。 http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikaijihoushin.html
その他	当社では、性別や国籍等の区別なく、取締役または監査役として相応しくかつ優秀な人材を第一優先として、取締役または監査役に選任することとしており、現在は、女性の社外取締役を1名選任しております。 また、当社は、女性従業員の採用に注力するとともに、女性従業員の活躍促進に向けて、育児休暇期間や勤務時間短縮期間の確保や、育児に関する社内講話会の開催など、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備に取り組んでいます。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門を中心に、リスク管理体制の整備を含む内部統制システムの構築および運用を行っております。

2014年度は、特に以下のリスク管理体制、コンプライアンス体制および子会社統制について重点的に取り組み、強化を図りました。

1) 会社法における内部統制システムおよび金融商品取引法における内部統制を全社的に俯瞰・統制する組織体制整備のため設置している「内部統制管理部」に子会社の業務執行状況の監視機能を集中
2) BCP（災害時の事業継続計画）の見直しと策定
3) 反社会的勢力対応体制の整備
4) インサイダー取引規制に関する勉強会開催と教育プログラム実施
5) 子会社社長会開催による、方針、重要事項等の徹底
6) 監査役監査を支える体制や監査役の使用人等からの情報収集に関する体制に係る規定の充実、具体化

なお、内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査役および内部監査部門は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査するとともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

2015年3月27日に改定し、提出日現在において、「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりであります。

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、会社法362条第5項および同法同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を平成27年3月27日開催の取締役会の決議により定めております。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1) 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
2) 取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役、役付執行役員の指名および報酬ならびにその他ガバナンスに関する事項について諮問することで、意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
3) 役員および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
4) コンプライアンスに係る規程を定め、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下にコンプライアンス担当部門を設け、コンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
5) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
6) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」（グループ内通報制度）を設置する。
7) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
8) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
9) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
2) 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。
3) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、リスクマネジメント委員長である代表取締役社長執行役員が「危機対応本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
4) 監査役および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
2) 取締役会は、執行役員の合意形成の場として「経営会議」を設置する。経営会議は、取締役会付議事項に係る事前審議等を行い、取締役会に対して、事前審議結果を含む、意思決定に十分な情報を提供する。
3) 取締役会は中期経営計画および年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
4) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
5) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。
また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

5. 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a. 当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程にもとづく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
b. 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、月一回開催する取締役会または経営会議に当社執行役員または従業員が参加することを求める。
2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
b. 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基

本方針および運用方針を策定する。
b. 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a. 当社は子会社に、その役員および従業員が「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
b. 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
c. 当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
d. 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したオレンジホットラインを利用する体制を構築させる。

5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
a. 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
b. 当社の監査役および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社では、監査役の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮・命令に服する。人事考課は監査役会が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
1) 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制
a. 取締役および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
b. 取締役、執行役員および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
c. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

2) 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
a. 子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
b. 子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはオレンジホットラインに通報する。
c. 当社内部監査部、法務部、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
d. オレンジホットラインの担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
3) 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
4) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】
当社は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」において、次のとおり定めています。

「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。」
1) 社会の安寧秩序に背く、全ての反社会的勢力、団体を否定します
2) 合理性を欠く要求や利益の誘導に対して断固闘います
3) 反社会的勢力には、警察等関連機関とも連携し、毅然として対応します

【体制の整備状況】
2011年10月よりすべての都道府県で暴力団排除条例が施行されたことを受け、2010年度に策定し2013年８月23日に改定した「反社会的勢力対策規程」に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しました。反社会的勢力への対応ルールを明確化し、迅速かつ適正に対応することで、反社会的勢力を排除することを目的としています。
2012年度には、子会社向けの「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、子会社社長会にて説明を実施しました。現在は、契約書へ「暴排条項規定」を導入し、新規取引先だけではなく、既存取引先との契約についても、契約書の切り替えや覚書の締結を推進しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する方針）」を、以下のとおり定めています。

【会社支配に関する方針】
当社は、昭和49年にオートバックス第1号店を出店して以来、一貫してオートバックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートバックスフランチャイズチェンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。
現在においても、当時の理念を継承し、「常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造する」ことを経営理念として掲げ、「クルマのことならオートバックス」とお客様から支持・信頼を獲得することに当社グループは一丸となって取り組んでいます。
今後につきましても、オートバックスフランチャイズチェンのさらなる発展を目指すとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスおよびIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えています。
したがいまして、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートバックスフランチャイズチェンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
＜適時開示に係る基本方針＞
当社は、「常に公正・透明なチェン運営で、オートバックスの社会的責任を果たす」ことを経営理念の1つに掲げるとともに「上場会社であることを念頭に置き、その社会的責任を自覚し、正確な企業情報を適時・適切に開示することにより、正しい評価・理解をいただく」ことを行動規範に定め、コーポレート・ガバナンスの強化と適時開示体制の整備に取り組んでいます。
また、当社は、適時開示とIR活動を通じた株主、投資家の皆様を始めとする関係者との対話が、当社ならびにオートバックスグループの発展に重要であり、適時開示の充実が皆様方からの信頼の維持・向上、ひいては株主価値の向上に繋がるものと考えています。
当社は、このような考え方に沿って、従来からの行動規範に加え、「情報の重要性の判断」、「重要な情報の開示」、「その他の情報の開示」、「公平な情報の開示」および「適時開示体制の整備」の5つの観点から適時開示方針を公表しています。
【適時開示方針】
http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikaijihoushin.html

＜会社情報の適時開示に係る社内体制＞
1) 適時開示の担当部署
当社は、経理・財務を統括する執行役員を情報取扱責任者とし、IR・広報部を適時開示の担当部門とし ています。

2) 適時開示情報の収集・分析
当社は、適時開示すべき事案が発生した場合は、当該担当部門がそれぞれ以下のとおり対応を行い、 情報の収集と分析の網羅性と迅速性を確保するよう努めています。
a. 決算情報
当社および子会社における決算情報は、経理・財務部にて収集・分析し、当該情報は適時開示の要否判断を行うためIR・広報部と共有します。経理・財務部とIR・広報部は協議のうえ、適時開示の要否の判断を行います。また、職務権限規程に基づき決議が必要な事項は、意思決定プロセスに沿って決議機関で決議します。

b. 決定事実
当社および子会社における決定事実は、決定に先立ち、稟議規程に基づき当該担当部門より稟議として上程され、稟議業務を担当する経営企画部が稟議より情報を収集し、適時開示の要否判断を行います。さらに、IR・広報部長が、適時開示の要否判断を行います。経営企画部は、稟議のうち適時開示を要すると判断された情報をIR・広報部と共有します。また、上程された稟議は意思決定プロセスに沿って、決裁者または決議機関で決裁します。

c. 発生事実
当社および子会社における発生事実は、当該担当部門よりIR・広報部に直接報告しますが、重大な事案については危機管理規程に基づき迅速に総務部に報告します。総務部は、報告を受けた重大事案について速やかにIR・広報部に報告し、共有します。IR・広報部は、当該担当部門または総務部より報告を受けた事案について適時開示の要否判断を行います。

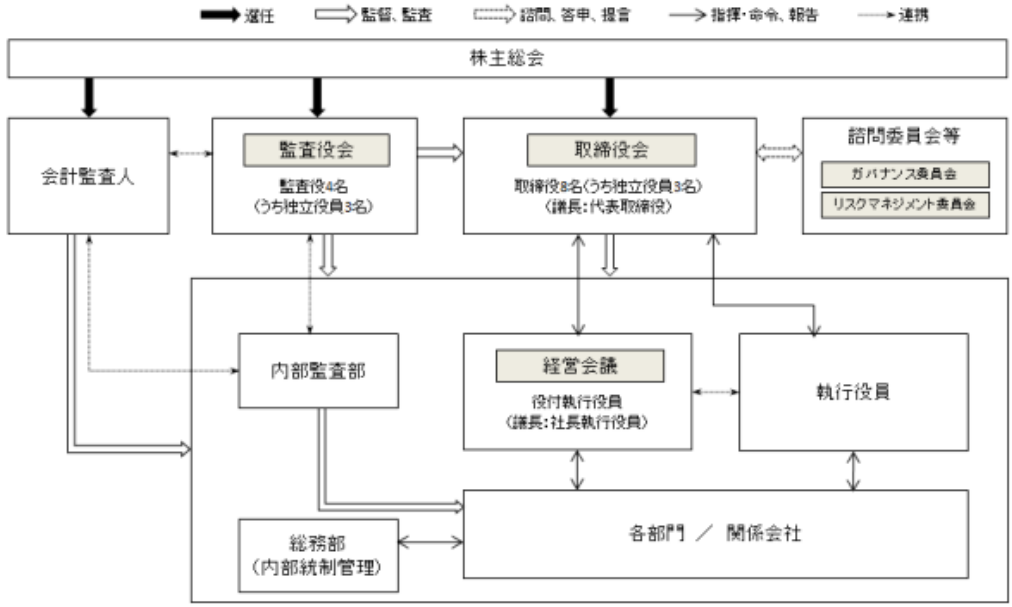
3) 適時開示情報の審査
当社は、開示に先立ち、適時開示すべき情報についての適正審査を法務部にて行っています。法務部は、その判断に迷う場合、外部機関への相談や情報開示協議会を開催することで、正確性、適法性を審査します。また、適時開示すべき情報は法務部の審査後、情報取扱責任者の最終審査を経て確定します。

4) 適時開示情報の公表
発生事実については適時開示の要否判断を行った後、また、決算情報・決定事実については決裁者または決裁機関の決裁後、法務部および情報取扱責任者の審査を経て、速やかに開示を行います。

5) 適時開示体制を対象としたモニタリング制度
決算情報については、決算プロセスに係る内部統制システムのモニタリングに加え、監査役の監査により適時開示体制の実効性を高めるよう努めています。また、決定事実、発生事実については、内部監査部の監査に加え、監査役の監査により適時開示体制の実効性を高めるよう努めています。

当社のコーポレート・ガバナンスの現状は、以上、記述したとおりですが、引き続き社会の動きや事業環境の変化等に充分な注意を払い、「コーポレート・ガバナンス方針」に必要かつ望ましい変更を適宜加えるとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスの改善に努めることにより、ステークホルダーの皆さまから信頼いただける企業を目指し、企業の社会的責任を果たすことに努めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【情報開示体制】

